

平成 30 年 9 月 6 日

内閣総理大臣認定 適格消費団体
特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく

理事長 吉 岡 和 弘 様

宮城県加美郡加美町字原道端屋敷 12-2

(有) 今 野 花 店

代表取締役 今野 耕治

0229-67-2402



要請書の回答

平成 30 年 7 月 23 日付ネットとうほく 2016 (検)
第 1 号—5 で要請ありました件について、別紙により
回答致します。

別 紙

要請の回答書

[要請事項]

- ①貴社が提供する、利用者が掛金を納めることによって利用者死亡の際に、貴社の葬儀施行を受けることができるとする事業について「共済」を名乗らないこと。
- ②適切な解約返戻金の条項を設け、解約した者に対する解約返戻金の支払いを行うこと。

①について

当共済（ここまでは「共済」と称して回答させて下さい）は、平成 15 年 10 月根拠法の無い共済でありましたが、葬儀業務が可能な地域内を対象に、責任施行を履行することを条件に契約者を募ってまいりました。

根拠法の無い共済団体であった当社は、平成 18 年 4 月 1 日より保険契約者等の保護の施策として「少額短期保険業」が導入されることになり円滑に移行したく類々検討を致しました。

登録までの経過措置として、平成 18 年 9 月 30 日まで所管財務局に特定保険業者の届出を行う必要があり、平成 18 年 9 月 22 日付で東北財務局に届出で行っています。

届出以降、毎年度当局(東北財務局 理財部金融監督第一課)より保険業法に基づく規制と指導を受け、少額短期保険業者への登録を目的に検討を進めてまいりました。

平成 18 年 4 月以降、新規契約を停止し少額短期保険業者へ円滑に移行を図るため、登録条件の整備に努めてまいりましたが、登録条件の中にある供託金の供託・最低資本金・保険計理人などの当社にとって難題をクリアすることが難しく、少額短期保険業者への登録を断念いたしました。

このことによって、当共済は、「廃業の種類」の保険業法の適用除外化（契約者 1,000 名以下）の適用を受け廃業すべく、当局に、契約者の保護を原則

に、当社の責任として契約解除を選択肢に入れず、給付（葬儀施行）による自然減を手法として、毎年度「特定保険業者の保険契約の移転並びに保険契約に係る業務及び財産の管理の委託の期限延長申請を当局に提出し、その度期限延長の承認を受けてまいりました。

この間にも、保険業法の改正による「認可特定保険業者」への移行を当局より指導されましたが、移行条件のハードルは高く、諸条件をクリアすることが困難であることから断念した経緯があります。

平成 26 年度中に、契約者数 976 名になったことから、平成 27 年 3 月 3 日付で東北財務局長に「特定保険業者の廃止」の承認申請を致しました。

平成 27 年 3 月 26 日付仙財金―第 193 号で「特定保険業の廃止」が承認されました。

併せて、当局より、根拠法の無い共済となっても、契約者との当初契約どおり契約者が 0 名となるまで、財産基盤の健全化に努め、その給付（葬儀施行）にあたり鋭意努めることを厳守されたしとの厳しく指導を受けております。

以上のことから、当局より保険業法上の規制と指導を受けていた経過から「共済」と認識致しておりました。

この共済の趣旨に賛同し契約された方々への給付(葬儀施行)を今後も誤りなく努め、その契約者数が 0 となるまで当社の責任で給付（葬儀施行）を継続致します。

貴団体より今般このような要請があつて国の指導監督機関として、双方の指導に違いがあることは、釈然と致しませんが、「共済」という定義を尊重し、慎重に対応致します。

②について

当社は、共済契約を締結するにあたり、当社と契約者との間で「ジャパン共済規約」に基づき、趣旨を理解し賛同され必要とされた方々との契約を締結致しております。

規約第 1 条 この契約は、ジャパン共済の趣旨に賛同された申込者が、

毎月の掛金(掛け捨て)を納めることにより、被共済者死亡の際、当会に対し葬儀施行の請求をし、当会は施行する義務を負うこと。(毎月の掛金は、その月分の契約内容を補償するものであること。)

第8条 被共済者死亡の際、当会に葬儀施行の依頼が無い場合は、
第2項 共済契約は無効とする。

上記のとおり、共済規約に明記致しております。貴団体からは、不十分な規約であるのご指摘も多々あると存じますが、当社におきましては、契約締結時において対象者には

- ① 葬儀費用の積立方式ではないこと。
- ② 掛金は掛捨てであり、毎月を補償するものであること。
- ③ 契約者の都合により解約する場合、締結時から納めていただいた掛金は、それまでの間の月々の補償の義務を負ってきたことから、掛金の返金は無いこと。
- ④ 「ジャパン共済」は、当社独自のものであり、被共済者死亡の際、葬儀施行依頼を当社以外に行った場合、給付(葬儀施行)は無効となること。

を重点的に説明し、理解された上での締結に努めてまいりました。

したがって契約者側の諸般の事情により、例(下記①～③)給付(葬儀施行)の対象外になることが生じたら、速やかに契約の解約を手續されるようお知らせをしています。

諸般の事情

- ①葬儀施行の範囲外に移転した場合。
- ②生活困窮により、毎月の掛金の納金が難しくなった場合。
- ③親族が同業者(葬儀会社など)に勤め、その際、当社への葬儀施行依頼が出来ない状況にあった場合。

以上のことから、解約あるいは無効となった場合、締結月以降納められた毎月の掛金を返金することはありません。

ただし、解約あるいは無効となった場合でも、将来のその時に、当社に葬儀施行の依頼(諸般の事情の①を除く)があった場合のみ、締結期間中に納められた

掛金合計額を活用出来る救済があることを相談があれば説明しています。